

## 広島県公安委員会告示第 26 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 18 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
3 P 19 19	告示の日 (令和 6 年 4 月 18 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	Pギルティクラウ ン 2 S B	株式会社メーシー 代表取締役 湯澤 哲 (東京都江東区有明三丁目 7 番 26 号有明フロンティア ビル A 棟)	左同
4 P 00 86	同上	同上	P ドリームクルー ン U 8	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 秀治 (神奈川県厚木市中町二丁 目 7 番 10 号)	左同
410029	同上	同上	P フィーバー機動 戦士ガンダムユニ コーン 2 S	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同